

別表第一（第4条関係）

耐震診断区分		用途	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	不特定多数の者が利用する施設	上部構造評点が 1.0 以上
		上記以外	上部構造評点が 0.7 以上
(2)	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
(3)	上記(1)又は(2)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全て	上記(1)又は(2)の耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。